

○石川県警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例施行に関する訓令

〔令和 8 年 3 月 11 日〕
石川県警察本部訓令第 5 号

石川県警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例施行に関する訓令を次のように定める。

石川県警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例施行に関する訓令
石川県警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例施行に関する訓令（昭和 39 年石川県警察本部訓令第 14 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この訓令は、石川県警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和 29 年石川県条例第 37 号。以下「条例」という。）に基づき、支給品及び貸与品（拳銃を除く。以下「給貸与品」という。）の管理等について必要な事項を定めることを目的とする。

（総括管理責任者）

第 2 条 石川県警察に総括管理責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括管理責任者は、給貸与品に関する事務を総括するものとする。

（運用責任者）

第 3 条 石川県警察に運用責任者を置き、警務部会計課長をもって充てる。

2 運用責任者は、総括管理責任者を補助し、給貸与品の管理、配分等に関し必要な事務を行うものとする。

3 運用責任者は、給貸与品について、必要な記録、整理を行い、支給、貸与の状況を明らかにするものとする。

（給貸与品の取扱い及び管理）

第 4 条 警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）は、給貸与品の取扱いについて、常に細心の注意を払い、適正な管理に努めなければならない。また、給貸与品を目的外に使用し、又はみだりに処分、貸与、譲渡及び売却してはならない。

（支給品の使用期間の計算及び保有限度数）

第 5 条 条例第 2 条第 1 項に規定する支給品の使用期間の計算は、別表 1 によるものとする。

2 停職その他の事由により支給品を使用しないこととなった者については、前項の規定にかかわらず、その事由の生じた月の翌月から再び支給品を使用することとなった月までの期間を使用期間の計算から除くものとする。

3 使用期間の満了した支給品のうち、継続して使用可能な支給品は、別表 2 に掲げる支給品の保有限度数の範囲内において保有し、使用することができるものとする。

（被服代料受給者）

第 6 条 条例第 2 条第 5 項の規定に基づき、支給被服に代えて支給する代料（以下「被

服代料」という。)を受ける者(以下「被服代料受給者」という。)は、主として屋外において犯罪の予防、捜査、情報の収集等に私服で従事することを通常の勤務とする警察官(以下「私服専務者」という。)であって、被服代料の支給について本部長が認定したものとする。

- 2 所属長は、私服専務者を任命し、又は解任したときは、その都度被服代料の支給について本部長に認定又は解除の申請をしなければならない。

(被服代料の支給)

第7条 被服代料は、支給被服の調整に要する金額の範囲内で現品をもって支給するものとする。

- 2 被服代料は、私服専務者が被服代料受給者に認定された月の属する年の翌年の会計年度から支給を開始し、被服代料受給者の認定が解除された月の属する年の会計年度をもって支給を終了するものとする。

(特殊貸与品の貸与)

第8条 条例第4条の規定に基づき、貸与する特殊の被服及び装備品(以下「特殊貸与品」という。)は、別表3のとおりとする。

- 2 特殊貸与品は、所属長が管理するものとする。
- 3 所属長は、特殊貸与品の貸与を必要とする警察官等に、その保管に係る特殊貸与品を貸与するものとする。
- 4 条例第3条の規定による貸与品のうち、識別章については、その性質から特殊貸与品に準じた取扱いとする。

(特殊貸与品の返納)

第9条 警察官等は、条例第5条の規定によるほか、配置換え等により特殊貸与品が不要となったときは、所属長に返納すること。

- 2 所属長は、返納された特殊貸与品のうち経年劣化等により不要となったものについては、運用責任者に返納すること。

(給貸与品の返納)

第10条 警察官等は、条例第5条の規定によるほか、給貸与品が破損等により不要となったときは、所属長に返納すること。

- 2 所属長は、前項の返納が、休職に係るものであるときは、所属において保管し、それ以外のものであるときは、運用責任者へ送付すること。

(給貸与品の再交付)

第11条 所属長は、条例第6条の規定に基づき、自所属の警察官等の給貸与品に交換が必要と認めたときは、運用責任者に申請すること。

- 2 運用責任者は、前項の規定による申請について、その内容を審査の上、必要と認めたときは、給貸与品を再交付するものとする。
- 3 条例第6条ただし書に規定する弁償額は、当該給貸与品の調整に要した金額を基準として、その都度、本部長が決定する。

(その他)

第 12 条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、運用責任者が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 3 月 27 日から施行する。

別表 略